

複数年契約に係る契約書等により確認する事項について

上越地域振興局農林振興部
生産振興課

農地集約プラス多用途利用米団地化定着支援事業（多用途利用米団地定着タイプ）における複数年契約については、以下の事項が記載された契約書が必要です。契約書がない場合は、以下の事項が記載された覚書でも代用できます。

【確認する事項】

- 1 複数年契約の期間（令和8年産から10年産まで、令和9年産から11年産まで）
- 2 契約数量（作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動するもの）
※WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること
- 3 品種及び用途
- 4 契約（覚書）を交わした日付
- 5 生産者名および押印
- 6 需要者*の具体的名称および押印

※本事業における需要者とは、加工業者、卸業者等（集荷業者を除く）を指します。
JA等集荷業者と契約する場合は、集荷業者に問い合わせてください。

※様式は問いません。